

社会福祉法人笠間市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所運営規程

平成18年7月19日

規 程 第 2 4 号

(事業の目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人笠間市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開
設する指定訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防訪問
入浴介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管
理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員が、要支援状態にある高
齢者（以下「要支援者等」という。）に対し、適正な指定介護予防訪問入浴介護を提
供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員又は介護職員は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その
有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、適切な技術をもって
指定介護予防訪問入浴介護を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健、医療及び福祉サービス機関等
との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)笠間市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所

(2)茨城県笠間市笠間4364-2

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1)管理者を1人置き、職員の管理及び業務の管理を統括して行う。

(2)看護職員を1人以上置き、健康チェック等を行い利用者の健康状態を把握すると
ともに、利用者がサービスを利用するために必要な処置を行う。

(3)介護職員を2人以上置き、指定介護予防訪問入浴介護の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1)営業日 月曜日から日曜日までとする。但し、12月29日から1月3日までを
除く。

(2)営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料等)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の内容は次のとおりとし、指定介護予防訪問入浴介

護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
但し、当該指定介護予防訪問入浴介護が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載された割合分の額とする。

- (1)居宅に訪問し浴槽を提供して行う入浴の介護
- (サービス利用にあたっての留意事項)

第7条 利用者は指定介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際に次の事項に留意しなければならない。

- (1)利用者は、指定介護予防訪問入浴介護に必要な物品を準備する。
- (2)入浴時は、家族等の立会人を置く。
- (緊急時等における対応方法)

第8条 看護職員又は介護職員は、指定介護予防訪問入浴介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、笠間市内とする。

(虐待防止の措置)

第10条 障害者等の人権擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- (身体拘束等の禁止)

第11条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果についての従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第12条 管理者は、従業者等の質の向上を図るため次のとおり研修の機会を設ける。

(1)採用時研修 採用後1カ月以内

(2)継続研修 随時

2 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、職員ではなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業所の管理者が本会の会長と協議して定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月19日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。